

国難レベルの巨大災害に備える事前復興

令和2年5月

全国知事会 国土交通常任委員会
危機管理・防災特別委員会

はじめに

日本は災害大国である。

これまで地震・津波、台風・豪雨、火山噴火などの幾多の自然災害に見舞われて、多くの尊い人命が失われてきた。甚大な被害をもたらした東日本大震災は、その発生から9年目を迎えても、全国の避難者数は依然多数に上り、復興に向けたまちづくりや住宅再建は道半ばの状況にある。

その後も、激しい揺れが連続した熊本地震、大都市部を襲った大阪北部地震、大規模な土砂災害と停電をもたらした北海道胆振東部地震など、大規模な地震が頻発している。

また、大規模な風水害も頻発している。平成30年7月豪雨では、記録的な大雨が広範囲に長期間続き、西日本から東海地方にかけて甚大な被害をもたらした。さらに、令和元年度に発生した一連の台風は、記録的な激しい暴風や豪雨で、東日本の広い範囲に、多数の河川の氾濫、がけ崩れや土砂の流出が発生し、甚大な被害が生じており、今後、被災地の復旧復興が課題となり、大きな負担となってくる。

まさに、災害は忘れたところに発生するのではなく、毎年のように必ず起こるとの認識で災害対策に取り組む必要がある。

一方、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は「70～80%」に上昇し首都直下地震等も含め、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っている。

こうした国難レベルの巨大災害が発生すれば、被災地は壊滅的な被害を受けることが想定され、復旧復興の困難さは計り知れないものがある。

また、これからの日本は、大幅な人口減少が見込まれており、こうした中で巨大災害により甚大な被害が及べば、被災した地域では、衰退が加速し、地域そのものが消滅する事態の発生も危惧されるところである。

土木学会が平成30年6月に公表した南海トラフ地震の被害想定は1,410兆円、首都直下地震は778兆円に達し、このことが現実のものとなった場合、まさに「国難」と呼ばれる災害となる。

こうした国難レベルの巨大災害を見据え、発生は止められなくても、被災の影響を最小限に抑え、より良い復興に向けて迅速に取り組めるよう、従前の防災・減災の取組に加え、事前復興の取組が必要である。

これらを踏まえ、全国知事会として、未だ確立していない事前復興の考え方を整理し、国や自治体で共有し、取組の促進を図るため、本報告をとりまとめた。

1 防災・減災から国土強靱化、事前復興へ

(1) 防災・減災の取組

日本は、これまで地震・津波、台風・豪雨、火山災害などによる自然災害に見舞われてきた。現代の日本に限っても、災害対策基本法制定の契機となった伊勢湾台風、大都市を襲った阪神・淡路大震災、東北3県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災、大火砕流が発生した雲仙・普賢岳噴火等は、現代を生きる我々に甚大な被害をもたらし、強烈な記憶を植え付けた。その度に、被災した宅地・農地、施設等の復旧を行うとともに、二度と同じ被災を受けないよう土木施設等の強化をはじめとした復旧や防災対策に取り組んできた歴史がある。

こうした災害を発生させないための「防災」のための対策に加え、阪神・淡路大震災や東日本大震災をきっかけに、被害を完全に抑えるのは困難であるとの認識から、被害を最小限に抑えるための「減災」の考えによる対策が進められてきた。

(2) 国土強靱化の取組

我が国では、これまで度重なる大規模自然災害の発生を受け、様々な対策が講じられてきたものの、災害で甚大な被害を受ける度に、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。こうした経験を基に、災害による被害を最小限にとどめ、迅速に回復させる国土強靱化を推進するため、平成25年に、国土強靱化基本法が制定された。

同法に基づき、国において策定された国土強靱化基本計画では、基本目標として

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

が掲げられている。

また、計画では、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害などに対する備えを行うことを重要とした上で、より良い復興(Build Back Better)の観点も踏まえた復興の事前準備の必要性が示されている。

(参考) ～より良い復興 (Build Back Better) ～

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを实践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

～施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (抜粋) ～

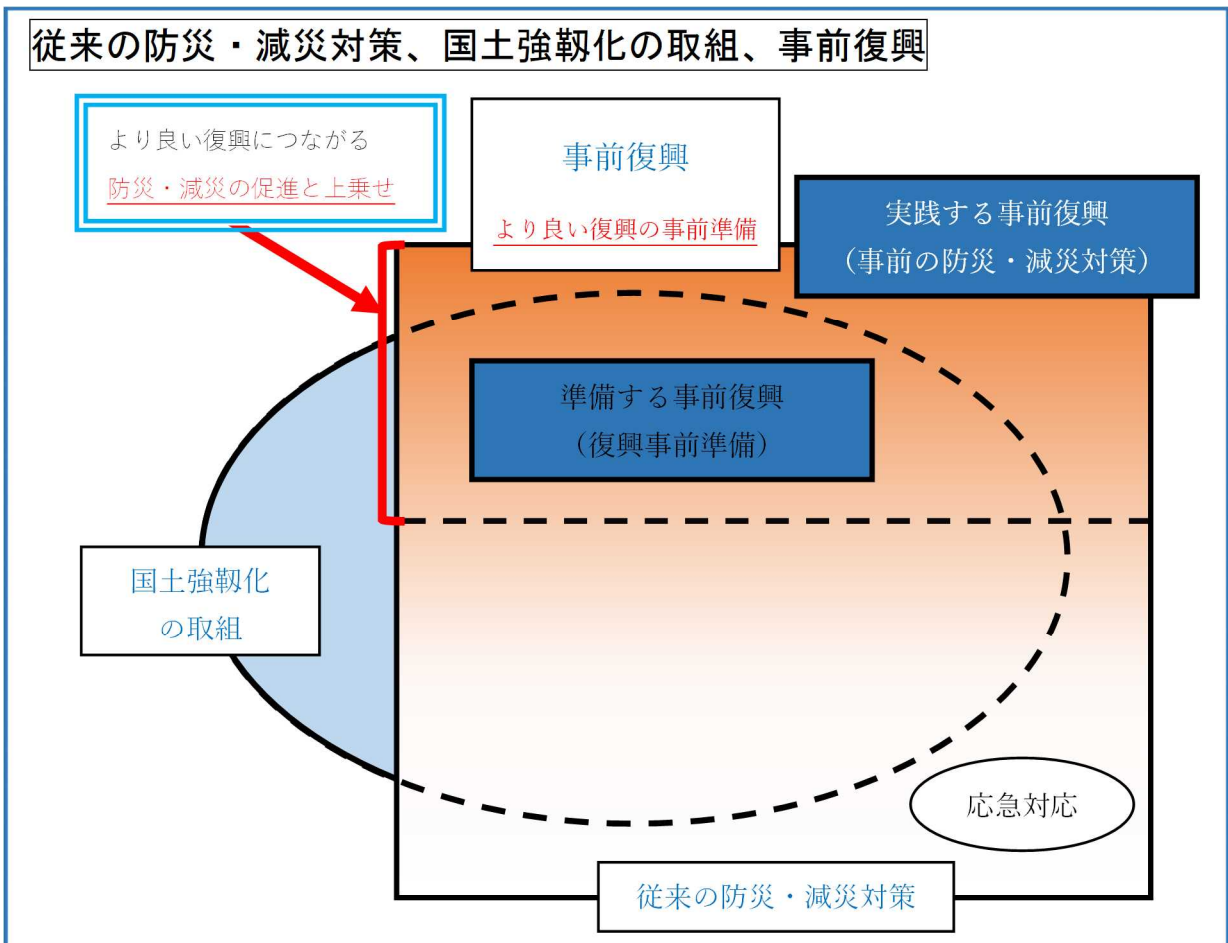
地域の災害リスクや産業構造の将来像、歴史・景観など地域固有の資源の在り方等を踏まえた復興ビジョン等について平時から検討を進める。その際、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの取組を広域的な観点も踏まえて推進し、復興まちづくりの事前の準備について地方公共団体への啓発を継続するとともに、地方公共団体が復興まちづくりの事前の準備に取り組みやすい環境を整備する。

(3) 事前復興

東日本大震災をはじめとして大規模災害からの復興には長期間を要し、被災者の生活・住まいの再建や産業の立ち直りが進まないという状況が見られた。これからの日本は、大幅な人口減少が見込まれており、復興が遅れると、被災地からの更なる人口流出を招き、地域の衰退を生じさせかねない。

特に、南海トラフ地震や首都直下地震など、国難ともいえる大規模災害が発生した場合の復興は困難を極めるものと想定される。

そこで、地域の課題や特性を踏まえた、より良い復興を迅速に果たすために、従前からの防災・減災対策、国土強靱化対策に加え、地域の復興を先取りし、災害に備える「事前復興」の取組を促進する必要がある。



2 事前復興の考え方の整理

(1) 事前復興の内容

事前復興には、明確な定義や取組が定まっていないが、国土強靱化基本計画の方向性も参考に、本報告では、「事前復興」とは、「より良い復興」の事前準備の取組を行うことと定義し、その取組は次のとおりとする。

- 準備する事前復興（復興事前準備）
 - ・ 復興における体制や手順、対策を事前に定めておく。
 - ・ 復興後における地域の将来目標像（ビジョン）を事前に検討しておく。
 - ・ これらについて、住民等や行政職員で共有するための取組（シンポジウム、研修等）を実施する。
- 実践する事前復興（事前の防災・減災対策）
 - ・ より良い復興を念頭に、災害が発生しても被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする災害に強いまちにしておく。
 - ・ 行政職員等を対象として被災後の復興をイメージした訓練・対応シミュレーション等を実践する。

(2) 事前復興計画

事前復興の取組を事前に計画やマニュアルとして定めたものを事前復興計画と整理する。

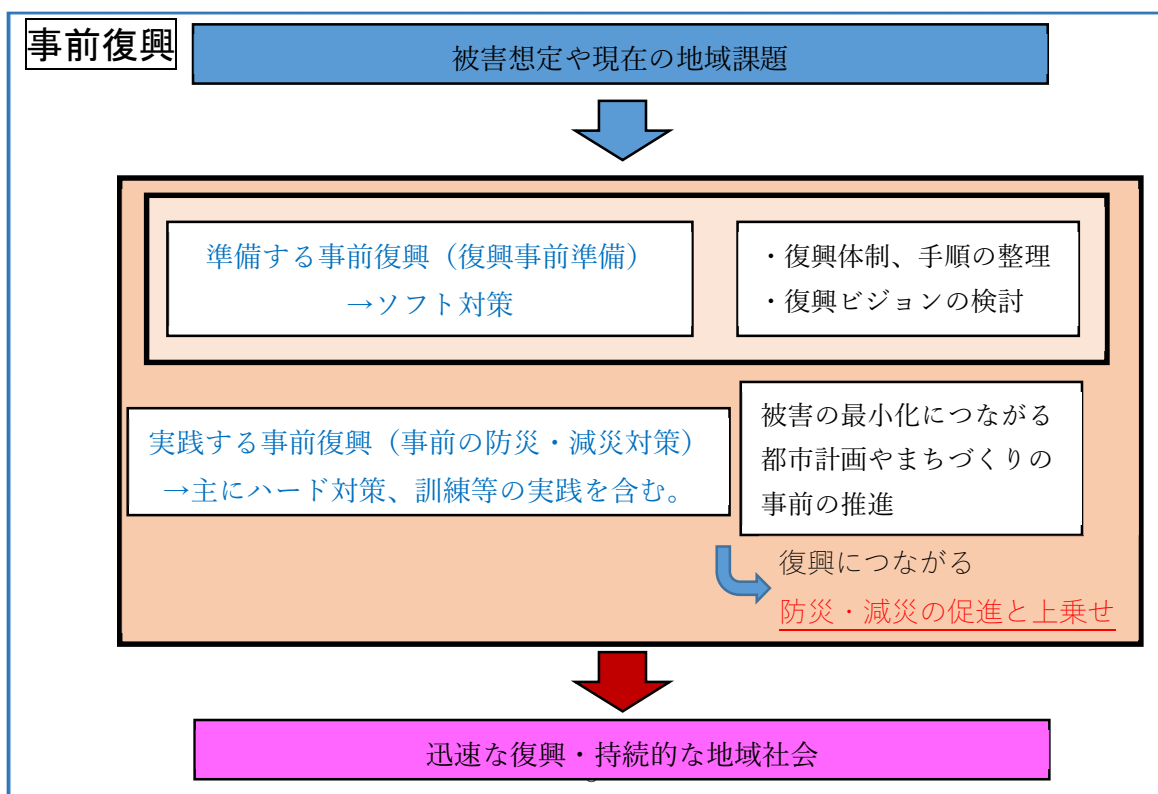
復興は、その地域における課題の延長にあるものであり、事前復興の取組も画一的なものではなく、地域毎に、実情を踏まえ取り組む必要がある。

災害が発生した場合を想定した地域の被災状況や現在地域が抱える課題、地域が目指す将来の目標等を踏まえた計画を策定する必要がある。その内容は、「準備する事前復興（復興事前準備）」と「実践する事前復興（事前の防災・減災対策）」から構成するものとする。

準備する事前復興（復興事前準備）は、復興を迅速に進めるため、復興推進体制、復興方針や計画の策定手順、分野別復興対策の内容と手順の明確化、復興ビジョンの事前の検討など、ソフト的な取組が中心となる。

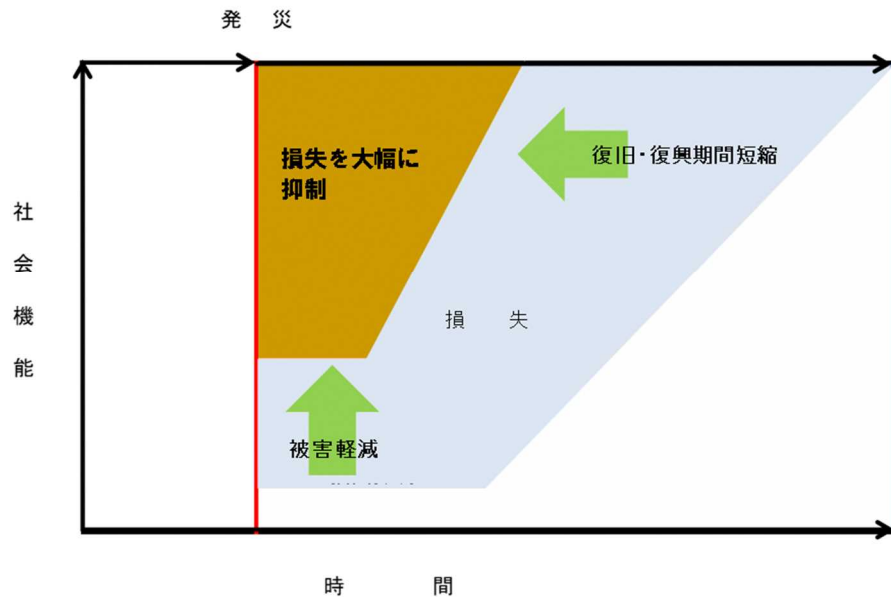
実践する事前復興（事前の防災・減災対策）は、事前の減災や防災対策などであり、ハード的、土木工学的な取組を中心としつつ、訓練・対応シミュレーション等の実践を含む。

事前復興の取組の中では、被災後、復興を円滑に進める上で、復興の方針や復興計画などについて、住民や地域と方向性を共有する必要があるため、住民の意見を予め反映することも考えられる。あるいは、被災後に速やかに反映する仕組み等を検討しておくことが重要である。



事前復興の効果

事前復興による被害の軽減と復旧・復興期間の短縮



「地球防災工学」(京都大学 2012)の「Resilience の概念」を参考に作成

3 事前復興の取組

(1) 準備する事前復興（復興事前準備）→ソフト対策

ア 復興対策の手順の整理

(ア) 復興体制の検討

発災後は災害対策本部が設置されて応急対応にあたるが、時間の経過とともに復旧・復興対応が必要となってくる。特に、これまでの大規模災害を振り返ると復興期間は長期に及ぶことが想定される。

迅速な復興を可能とするために、復興本部など復興の体制の在り方、復興体制の確立の時期、などについて検討しておく。

(イ) 復興方針・復興計画の策定手順等の検討

東日本大震災後に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）により、都道府県の復興方針、市町村の復興計画の策定が法定化された。復興方針は、都道府県の復興の基本を定めるものであり、市町村の復興計画の指針となり、住民に復興の方向性を示す重要な事項である。

復興方針・計画を策定する時機、体制、手順、市町村との連携方策、広報などの考え方や手順を検討、定めておく。

(㊦) 分野別復興対策の手順等の検討

住宅、被災者の生活再建、市街地整備、都市基盤整備、公共土木施設、農業生産基盤、産業・経済対策など復興に関わる施策分野は幅広い。分野毎に、必要な体制や手順、対策などを検討、整理しておく。

(㊧) 復興財源の確保策等の検討

財源のめどが立たないことが復興事業の遅れにつながる恐れがある。東日本大震災の例のように、国の財源措置は、震災後に特別法などにより措置されることとなるため、早期の被災状況の取りまとめや国の交付金や各種制度を踏まえた所要額の見積もり、復興のための基金の創設を含めた財源確保に係る早期の国への働きかけなどの手順や体制などを検討しておく。

イ 復興ビジョン・将来像の検討

被災後の地域が様々な課題を解決して迅速な復興を果たし、持続可能なものにするためには、復興における将来目標像を事前に検討し、共有しておくことが望まれる。地域の将来像は、長期総合計画や都市マスタープランなどに具現化されているものであり、徳島県のように、「復興指針」を策定し、総合計画の将来ビジョンを復興の目指すべき姿に位置づけている例や、東京都のように「都市復興の理念、目標及び基本方針」として、震災復興時の都市づくりの在り方を定めている例もある。

事前復興を考える上で必要となる各種被害想定、公共インフラ、ライフライン及びその他重要施設等の情報を整理するとともに、総合計画等の整合などに配慮し、地域の実情に応じて、地域の災害リスクや産業構造の将来像、歴史・景観など地域固有の資源の在り方等を踏まえた復興ビジョン等を検討し、事前復興計画に位置付けておくことが考えられる。

また、災害の被害の様相は様々であり、復興ビジョンの事前の検討は困難な課題だが、災害時に、広域自治体として、復興方針や復興の目標など、何らかの形で方向性や考え方を示すことは必要であり、その手順を予め検討し、定めておくことは重要である。

さらに、被害想定などで被害の様相が描ける地域などを対象に、復興のビジョンを検討することも考えられる。その際、街づくりの主体となる市町村にそれを促すとともに連携を十分に図る必要がある。また、都道府県における復興方針との整合を踏まえ、支援等を行うことも考えられる。市町村に、復興の方向性を示すのか、選択肢を示すのか、など取組のスタンスを検討しておくことも必要である。

ウ 住民・企業等の取組

復興を進める上で、復興の方針や復興計画などについて、住民をはじめ、各分野や地域の関係団体、企業、NPO等の様々な構成主体と方向性を共有しておく必要があるため、住民等への広報や、住民等の意見を反映する仕組みや体制を事前に検討し、事前復興計画等に位置付けておく必要がある。

また、事前に復興後の将来像、ビジョンを検討する際には、地域住民等の意見の反映や、住民参加の仕組みを確保することが望まれるほか、地域の次代を担う若者に対しては、教育現場において事前復興に関する考え方を根付かせる必要がある。

さらに、被災による企業活動の停止は、サプライチェーンを通じて他企業、他業種に影響が及び、住民の生活への影響も大きい。そのため、企業等においては、災害発生時の影響を最小限に止め、迅速な回復を可能とする事業継続計画（BCP）の作成が重要であり、行政としてその促進を図る必要がある。

エ 実践する事前復興（事前の防災・減災対策）との関係

本報告書においては、「(2) ア(オ) 事前の用地選定及び造成による用地確保等の推進」や「(2) ア(カ) 事前復興計画等を活用した訓練・対応シミュレーション等の実施」は実践する事前復興（事前の防災・減災対策）として記載しているが、造成は行わずに用地の候補選定のみ行う場合や、訓練等による手順の検討等、準備する事前復興（復興事前準備）として区分することも十分にあり得る。

実際に国においては、訓練等を復興事前準備として取り扱っている例もあるため、事業の規模や考え方で判断して差し支えないと考えられる。

(2) 実践する事前復興（事前の防災・減災対策）→主にハード対策（訓練・対応シミュレーション等の実践を含む）

ア 危険を回避するまちづくり

(ア) 高台移転（防災集団移転促進事業）等の実施について

防災集団移転促進事業は、災害を受けて、住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的に、最初に秋田県・宮崎県（昭和47～48年）で実施されて以降、全国で行われてきた。特に、東日本大震災により被災した地域（東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域）において、住民の居住に適当

でないと認められる区域内にある住居の集団的移転が行われた。

東日本大震災を受け、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」において、「防災集団移転促進事業」に関する特例措置が設けられたが、被害が発生していない状況においては、住民の合意形成を経て移転する困難さ等から、事業が実施された地域はない。

そのため、事前復興として移転事業を実施する場合は、建て替え等の機会を捉えて、小規模に段階的に移転を促進していく必要がある。また、地域の持続性を確保するため、事前復興ビジョン等に基づく将来像を見据えて公共施設等も含めた計画的な移転が求められる。

(イ) 津波防災地域づくりの推進

東日本大震災のように想定外の大津波が発生すると、市街地の被害は甚大で、長期にわたる復興が必要になる。

津波被害を軽減するため、L1津波に対応する津波防護施設の整備、L2津波を想定したハード、ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。

また、東日本大震災の教訓を基に、津波防災地域づくりに関する法律が制定され、最大クラスの津波浸水想定や、津波災害警戒区域の指定などの、津波防災地域づくりを総合的に推進するための枠組みが整理された。

この法律に基づく、警戒区域や特別警戒区域の制度を活用し、市町村と連携して、津波防災地域づくりを推進する必要がある。

(ロ) 河川の防災対策の推進

河川は、ひとたび氾濫すると甚大な被害につながることから、河川改修や堆積土砂の除去など、水害を未然に防止する取組を促進することが重要である。

特に、堆積土砂の除去については、短期間で流下能力を向上させることができる即効性のある治水対策であり、恒久的な災害予防対策として、中小河川も含めてきめ細かく実施していく必要がある。

(ハ) 総合的な都市防災対策の推進

都市防災推進事業、土地区画整理事業、市街地再開発（密集市街地総合防災事業）、防災都市づくり計画などの各種事業の枠組みを活用し、防災・減災、強靱化、より良い復興などの観点も含め、都市における防災対策の推進を図る。

(ニ) 事前の用地選定及び造成による用地確保等の推進

被災後の被災者の受入れ等を想定した災害公営住宅の建設用地、事前復興の観点からの住居の移転の候補地、被災者の生活再建に不可欠

な応急仮設住宅の建設候補地や災害廃棄物処理等を行うために必要となる用地（仮置き場・仮設処理施設用地 等）の選定やリスト作成、造成による確保などの事前準備を進める。

また、東日本大震災を契機として、所有者不明土地の対策も検討が進められているところである。所有者不明土地は災害の復旧・復興に係る事業において、妨げになり得ることから、解消・発生抑制に向けて、地籍調査等の種々の取組を実施することにより、事前の防災・減災対策の上乗せを図る。

(カ) 事前復興計画等を活用した訓練・対応シミュレーション等の実施

職員等を対象として被災後の復興をイメージした訓練・対応シミュレーション等を実施することにより、職員等の復興に係る理解を深めることや、事前復興計画等に定める体制や手順、対策について検証を重ねることにより、一層効果的なものとしていくことが重要である。

イ 復興に関わる基盤施設の強靱化の推進

復興に関わる基盤施設の被災と復旧の遅れは、生活や産業への影響も大きく、復興の長期化にもつながりかねない。そのため、道路・橋梁や河川などの公共土木施設、ガスなどのライフライン施設、農業生産基盤、公共交通機関（鉄道・空港）などの強靱化を進める必要がある。

4 事前復興の課題と国の対策の推進

(1) 事前復興の概念整理、施策の確立

事前復興については、現状では統一された明確な定義づけはなく、受け取り方も様々である。その有用性から関心は高まりつつあるが、自治体における取組も緒についたところである。

国難レベルの大規模災害への備えとして、事前復興の取組を促進する必要があるが、そのためには、事前復興を災害対策の柱として確立する必要がある。地域毎に事前復興の内容は異なるとしても、国において前提となる事前復興の概念や取組を整理し、推進施策を講じることが必要である。

また、事前復興、またはその考え方について、現行の災害対策基本法や、復興法、さらには防災基本計画にも位置付けがない。

事前復興の取組を促進するためには、事前復興の概念整理の上で、法令や計画に位置付けることが必要である。

(2) 事前復興に係る財政措置

災害発生後の復興事業に関しては、復興法に、財政措置が規定され、特別

法に基づく交付金措置などの財政措置が定着しており、事前復興についても、それを加速化する財政措置が必要である。

防災・減災対策に係る予算は現在、内閣府(防災担当)の予算だけでなく、関係省庁で予算化されており、ハード整備については防災・安全交付金をはじめとした予算措置が講じられている。また、平成30年7月豪雨や大阪府北部を震源とする地震の被害を踏まえ、3年間で総事業費約7兆円を投じる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が実施されているところ。

しかしながら、国難レベルの巨大地震の発生が迫っていることやその甚大な被害想定に鑑みると、防災・減災に加え、事前復興を促進するための、財政措置が望まれる。

大規模災害からのより良い復興の事前の備えとして、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設する必要がある。

また、大規模災害からの復興には、多大な労力と時間が必要であり、東日本大震災のように、災害発生後に膨大な事業量が集中すれば、業務の処理が伴わず事業進捗が遅れることが想定されることから、事業量や予算の平準化についても配慮する必要がある。

(3) 事前復興を含めた防災・減災、国土強靱化施策を一元的に推進する組織づくり

我が国の防災体制は、1974年に国土庁が発足し、長官官房災害対策室が置かれたことに始まり、1984年には防災局が設置された。阪神・淡路大震災を受けて、1995年に危機管理センターが設置され、1998年には緊急事態に対し、内閣として必要な措置について第一次的に官房各部を指揮するとともに自ら関係省庁を総合調整する内閣危機管理官が置かれた。そして、2001年に国土庁防災局などを所管していた防災行政を内閣府に移管して、防災担当大臣をトップとする内閣府(防災担当)が設置された。その後、東日本大震災が発生して、2011年に復興庁が設置された。

現在、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は引き上がり、首都直下地震等も含め、国難レベルの巨大地震の発生が迫っている。また、近年は、豪雨災害が続き、大規模かつ広範囲に大きな被害がもたらされている。

こうした国難レベルの巨大災害に備えるために、国の指揮命令システムを明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、事前復興も含めた、災害への備えから復旧・復興までを担う「防災省(仮称)」を創設する必要がある。

参考資料（事前復興取組事例）

（１）事前復興ビジョン・計画・マニュアル等の整備状況について

① 取組事例

東京都	東京都震災復興マニュアル（2016年3月修正）
<p>震災復興マニュアルは、震災が発生した場合の生活再建や都市機能の回復を迅速に行うために策定したものであり、都民向けに復興の全体像を提示した「復興プロセス編」と各分野の具体的な施策を取りまとめた「復興施策編」の2部構成としている。また、震災復興マニュアルは、地域防災計画に位置付けている。なお、両編は、従前の「都市復興マニュアル」（平成9年）、「生活復興マニュアル」（平成10年）を再編したものである。</p>	
東京都	都市復興の理念、目標及び基本方針(2019年)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月に、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、その中で、「復興時の都市づくりの基本的な方針を都の広域的な計画として示し、都民とあらかじめ共有します。」と記載。 ・これを受け、東京が、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により被害を受けた場合に、都市復興の方針・計画の策定や事業を実施する際の指針として策定。 	
埼玉県	入間川流域緊急治水対策プロジェクト（2019年～）
<ul style="list-style-type: none"> ・入間川流域では、令和元年東日本台風により国管理河川5箇所、県管理河川1箇所です堤防の決壊が発生するなど流域の広範囲で外水氾濫が発生した。 ・このことを受け、国・県・市町で構成する大規模氾濫に関する減災対策協議会の入間川流域部会で「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめた。 ・これにより、河道の流下能力の向上、遊水・貯留機能の確保・向上、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせ多重防御治水を推進する。また、関係機関等が連携し、円滑な水防・避難行動の体制等の充実を図り、減災に向けた更なる取組を推進する。 	
神奈川県	神奈川県震災復興対策マニュアル（2019年3月修正）
<p>地震災害から迅速な復旧・復興を図るため、地域防災計画に基づき、復旧・復興を進める体制や対策、必要な手順等を定めたもの。</p> <p>具体的な復興対策は、実際の震災の様相に左右されるため、事前に詳細な復興の計画を定めていないが、震災直後の混乱の中でも、適切に復興対策</p>	

<p>を行えるよう、現行制度や過去の災害の事例などを参考に、具体的な対策を例示。</p>	
三重県	三重県復興指針（2016年）
<p>復興に向けた事前準備として、復興対策の手順の明確化を図るための手順書・マニュアルを策定。</p> <p>具体的には、三重県復興指針でめざすもの（目的）、南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態、「復興」の基本理念、取り組むべき対策の全体像、平時からの取組で構成。</p>	
和歌山県	和歌山県復興計画事前策定の手引き（2018年）
<p>大規模災害発生時に、市町村による迅速な復興まちづくりが可能となるためには、本来被災後に策定する復興計画を事前に策定しておくことが有効。そのため、東日本大震災の被災地における復興まちづくりを参考に、復興計画の事前策定の基本的な考え方や進め方をまとめた手引きを作成し、市町村による策定を支援。なお、復興計画の事前策定は、事前復興ビジョンをより具体化し、復興まちづくりにおける土地利用計画のイメージまで作成することとしている。※2019.3 美浜町において計画策定</p>	
兵庫県	兵庫県応急仮設住宅供与マニュアル （総合調整・賃貸型応急住宅編）
<p>被災した住民の住宅を早期に確保するため、応急仮設住宅の建設に加え、県が民間団体等の協力を得ながら民間賃貸住宅を借り上げる応急借上げ住宅（賃貸型応急住宅）の供与、公的賃貸住宅の確保など、災害・被災の状況や地域の特性等を勘案し、円滑かつ適切に総合的な応急仮設住宅の供与を目的に必要な手順等を定めたもの。</p> <p>本マニュアルでは、応急仮設住宅の供与にかかる総合調整とともに、各種応急仮設住宅のうち、賃貸型応急住宅供与にかかる対応・手続きを主な内容としている。</p>	
徳島県	徳島県復興指針の策定（2019年）
<ul style="list-style-type: none"> ・必ず来る「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模災害からの迅速かつ円滑な復興を図るため、被災後の復興プロセスに加え、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」の取組を盛り込んだ「徳島県復興指針」を令和元年12月に策定した。 ・なお、当該指針の中に、今後、取り組むべき「事前復興」を「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類し、約730強の取組を記載しているところ。 <p>※当該指針において、「実践する事前復興」は、住宅の高台移転や堤防整備に代表されるようなハード的な施策など、事前に実践することで、「被</p>	

<p>災しない状態」を実現する取組と規定している一方、ハード的な施策のみではなく、「住民との合意に基づく地区防災計画等に基づき策定したマニュアル等を用いた訓練やイメージトレーニング」など、継続的な取組が必要なソフト的な施策も「実践する事前復興」としているところ。</p>	
徳島県	徳島県震災復興都市計画指針（2018年）
<p>都市の迅速な復興のため、平時より取り組んでおくべき事項をとりまとめるとともに、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点等を整理したもの。</p> <p>県と市町村が連携し、各市町村での復興事前準備の理解や取組状況に応じて、段階的にレベルを引き上げる「ステップアップ」方式により、復興まちづくりへの適応力を向上させていくこととしている。</p>	
佐賀県	六角川水系緊急治水対策プロジェクト（2019年～）
<p>令和元年8月豪雨で明らかとなった新たな課題に対処するため、国、県、市町等が連携し、六角川流域の地域特性や氾濫特性を踏まえた総合的な対応を取りまとめたもの。</p> <p>具体的には、本プロジェクトに基づき、各管理者等が役割分担に応じて、被害の軽減に向けた治水対策、地域が連携した流域での浸水被害軽減対策、まちづくりやソフト施策による減災に向けた取組を実施。</p>	

② 予定

徳島県	徳島県企業局事前復興マニュアル（2020年予定）
<p>南海トラフ地震などの大規模災害により工業用水道が被災した場合に、給水企業への影響を最小限にするため、発災時の対応手順や平時からの備え等について具体的に定めたものを整備予定。</p>	

（2）準備する事前復興（復興事前準備）→ソフト対策

① 取組事例

東京都	市街地の事前復興の手引き（2015年）
<p>区市町村が、市街地の事前復興の具体的な取組内容等について見通しを立てるための指針として策定。</p>	
東京都	都市復興都区市町村担当者連絡会（2005年～）
<p>東京都震災対策条例による震災後の都市復興を迅速かつ円滑に進めるため、予め、都及び区市町村の都市復興担当者が連携することを目的に毎年開催し、都市復興に係る各種訓練の実施に関することや、取組事例の紹介等を実施。</p>	

東京都	都市の事前復興シンポジウム (2000年～)
<p>大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、被災後の復興まちづくりのあり方について、都民と共に考える機会として、毎年「震災復興シンポジウム」を開催。</p> <p>令和元年度から、震災以外の自然災害も対象とするとともに、事前復興であることが明確にわかるように、「都市の事前復興シンポジウム」に名称変更。</p>	
東京都	地域協働復興の普及啓発事業補助金 (2019年～)
<p>都民提案をもとに、大規模災害発生後の復興まちづくりを、地域と協働して迅速かつ円滑に実施できるよう、民間団体等が実施する、都民が都市復興プロセスを学ぶためのセミナー等の開催を支援する制度を創設。</p>	
東京都	家屋被害概況調査訓練 (1998年～)
<p>「東京都震災復興マニュアル」において、区市町村職員は、被災直後から、都市復興に係る方針作成等のための基礎データとなる家屋被害概況を調査した上で、都に送付し、都がGISにより図化してとりまとめることとなっており、被災直後から迅速に行動できるようにするため、都と区市町村職員を対象として、家屋被害概況調査の訓練を、毎年実施。</p>	
東京都	都市復興訓練 (1998年～)
<p>都や区市町村職員を対象として、都市復興の一層の意識向上や都市復興手順の習熟等を目的に、学識経験者の指導・助言を得ながら、都市復興に係る計画を策定する図上訓練を毎年実施。</p>	
東京都	復興まちづくり実務者養成訓練 (2016年～)
<p>区市町村職員が、平時から、地域住民との協働により「地域復興まちづくり訓練」を実施することを促進するため、その企画立案能力を養成する訓練を、毎年実施。</p> <p>区市町村職員が、地域住民との協働による訓練について、取組事例や、模型を使った仮設住宅の配置検討など取組手法を学んだ上で、訓練実施のための企画書を作成。</p>	
東京都	「東京都都市復興基本計画検討委員会」の設置 (1999年～)
<p>平常時においては、都市復興のあり方・事前準備に関する施策、東京都都市復興マニュアルの見直し等について、震災発生後においては、都市復興基本計画及びそれに関連する施策に関する事項について、調査検討するため、学識経験者等を交えた専門家会議として設置。</p>	

群馬県	群馬県 BCP 策定支援プロジェクト(2016 年～)
<p>東京海上日動火災保険株式会社と締結した「群馬県と東京海上日動火災保険株式会社との間における県内中小企業の B C P（事業継続計画）策定支援に関する協定」に基づき、県内経済団体と連携して中小企業に対する B C P の普及促進を図っている。年 2 回のセミナー（BCP、BCM）、BCP 策定の体験型ワークショップ、個別策定支援を行う。</p>	
栃木県	栃木県都市復興ガイドライン (都市復興基本計画策定行動指針) 平成 24(2012)年 4 月
<p>地震等により、市街地が被災した場合において、都市の再構築と被災者の速やかな生活再建を図るため、県と市町の都市計画担当部局等の実務担当者が行動指針として活用できることを目的に、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめたものである。</p> <p>本ガイドラインは、復興分野の中でも、特に「都市(市街地)の復興」に重点を置いたものであり、災害発生時から概ね 6 か月以内を中心に、復興都市づくりの進め方や考え方を示している。</p>	
埼玉県	埼玉県震災都市復興の手引き (2014 年)
<p>今後予想される首都直下地震等の大規模災害における復興の準備として、都市整備に関係する県及び市町村職員向けに策定。</p> <p>本手引きは、都市の復興において、都市整備部が所掌する業務の内容を中心に、平常時に行うべき事前の取組をまとめた「事前の取組編」、発災後の復興に向けた手順等をまとめた「発災後の取組編」、様式、事例等について整理した「資料編」で構成されている。</p>	
埼玉県	復興まちづくりイメージトレーニング (2009 年～)
<p>震災復興では、一刻も早く元の生活水準に戻りたいという個人の「生活復興」の視点と、脆弱な市街地の再生を防止し、良好な市街地として復興させるべきとの「市街地復興」の視点が食い違ふことが懸念される。この課題に対する事前の備えとして、県や市町村が「復興まちづくりイメージトレーニング」を実施している。</p> <p>モデル地区とそこに住む架空の被災世帯を設定し、ワークショップ形式で行う研修で、被災世帯の生活の再建と、都市の復興を目指す道筋（復興シナリオ）を検討するもの。</p>	

埼玉県	埼玉県住宅密集地改善の手引（2019年）
<p>今後予想される首都直下地震等による火災の延焼など防災上課題の多い住宅密集地の改善を促進するため、県及び市町村職員向けに策定。</p> <p>本手引は、地域の実情に詳しい市町村が主体的に取り組めるよう、住宅密集地の特定基準、改善計画策定の考え方及び改善手法の事例などで構成されている。</p>	
静岡県	静岡県交通基盤部事前復興行動計画
<p>東日本大震災後に派遣した土木技術職員から得られた知見を活かし、南海トラフ巨大地震等大規模災害に対応し、早期の復興を図る体制構築のため、「交通基盤部事前復興行動計画」を平成27年2月に策定した。</p>	
石川県	防災士の育成
<p>平成19年能登半島地震を機に、平成20年度から防災士の育成に取り組んでいる。こうした中、近年頻発する大規模災害への備えや、洪水ハザードマップの見直しに伴う対応の強化など、自主防災組織のリーダーとして共助の要となる防災士の重要性が一段と高まっていることから、防災士を令和2年度から5年間で1万2千人、うち女性防災士を3千人とする新たな目標を掲げ、育成・確保に取り組むこととし、地域防災力のさらなる向上を図る。</p>	
愛知県	愛知県被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの策定
<p>復旧・復興期の災害対応を迅速かつ的確に行うため、各業務の担当者が実際の事務に活用できるよう、分野ごとに実施すべき対応項目とその手順及び役割分担を定めたマニュアルを平成28年3月に策定した。</p> <p>被災者の生活や産業の再建支援を行うために特に対策が必要となる分野別復旧・復興施策と、各種復興施策を迅速かつ円滑に実施するために必要となる復興に向けた条件整備について、実施すべき対応項目とその実施手順及び役割分担を定めた「本編」及び対策を行うにあたり参考となる、過去の大規模災害における取組事例や特例及び法令等を掲載した「資料編」の二部構成としてまとめた。</p>	
三重県	三重県農業版BCP（2016年）
<p>津波被害の発生に事前に備えるため、津波による被災農地や農業用施設の速やかな復旧及び円滑な営農再開につながる体制の整備や、対策の構築に向けた考え方を示すもの。</p> <p>総則、被害想定と主要施設、被災から営農再開までの工程、事前に行う対策で構成。</p>	

三重県	津松阪港港湾機能継続計画（2015年） 尾鷲港港湾機能継続計画（2017年）
大規模災害発生時に、関係者が連携して的確に対応できるよう、共有しておくべき目標や行動・協力体制を事前に整理・明確化し、発災後の緊急物資輸送や通常輸送に係る港湾機能の早期回復を図るため、港湾関係者が合意のもとに策定した行動計画。	
三重県	三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（2016年）
近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や県内に分布する活断層を震源とする内陸直下型地震に対し、その被害の低減に向けた都市計画の基本的な考え方を示すことを目的とし、指針を策定。 地震・津波リスクがある場所において、被害低減などの施策を実施検討すべき区域を土地利用検討区域として設定し、居住系・公共系施設の土地利用検討区域以外への移転の可能性や既成市街地への集約の可能性を判断の視点として、集約型・移転型・現状維持型という3つの都市構造の再編シナリオを検討するという手順を示し、実施のための施策を例示。	
三重県	「湯の山地域観光防災・BCPセミナー」の開催（2019年）
県有数の観光地において、観光関係事業者等を対象にセミナーを開催し、BCPの内容・必要性について啓発。	
京都府	京都BCPの取組（2014年）
<p>「京都」全体にBCPの考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する防災の取組を展開。京都BCPを具体化するため、京都BCP推進会議を設置し、復旧・復興のベースとなる雇用と経済活動を対象とした「京都BCP行動指針」を策定。府内企業のBCP策定を推進するほか、行政と企業、企業と企業等が連携するBCPの取組として電力事業者やガス供給事業者、情報通信事業者などで構成するライフライン連絡会や金融機関協議会等を設置し、災害等の連携内容を取り決めるとともに、情報共有や相互応援、訓練等を実施している。</p> <p><京都BCP行動指針～災害時における京都の活力の維持・向上のために～></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針は、各企業等や行政が取り組むことが望ましい行動のガイドライン。 ・「平常時」「緊急対応時」「復旧・復興期」のフェーズごとに、リスクの認識、 	

<p>BCPの充実、経営資源(ひと・もの・かね・情報)や地域連携の要点について整理</p> <p><行動例></p> <p>平常時：地域や同業種等でのリスク情報、備蓄物リスト等の共有</p> <p>緊急対応時：同業組合等による各企業のBCP遂行支援</p> <p>経済団体やライフライン事業者から災害対策本部へのリエゾン派遣</p> <p>復旧・復興時：官民連携した風評被害対応 など</p>	
大阪府	大阪府復興計画策定マニュアル(案)(2018.3改訂)
<p>大規模災害後の再建に関わる「復旧対策」「復興対策」のうち、「復興対策」として、</p> <p>(1) 復興対策本部の設置</p> <p>(2) 大阪府復興方針・復興計画の策定</p> <p>(3) 復興計画の推進</p> <p>を中心に、担当室課をはじめとする職員に必要な作業の内容・手順等を示したものを。</p> <p>なお、「復興対策本部の設置準備」～「設置」～「復興方針の策定」を業務継続計画に位置付け。</p>	
大阪府	大阪府震災復興都市づくりガイドライン
<p>迅速な復興まちづくりを進めるため、復興都市づくりに携わる都市計画実務担当の手引きとして「大阪府震災復興都市づくりガイドライン(H17策定、H26改訂)」を策定。被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点等を取りまとめたもの。</p> <p>地域防災計画への位置付けや、本ガイドラインを市町村へ周知するとともに、復興図上訓練や勉強会等を通じて、大阪府をはじめ市町村の復興に関する手続きの習熟を図っている。</p>	
兵庫県	兵庫県住宅再建共済制度(2005年)
<p>阪神・淡路大震災の経験・教訓を踏まえ、災害後の速やかな住宅再建を支援するため、住宅所有者が平時から負担金を持ち寄って備えることで、自然災害で被害を受けた住宅を再建する際に最大600万円の給付を受けられる「助け合い」の制度。</p>	
広島県	広島県災害復興都市計画マニュアル(2015年)
<p>地震災害等により都市基盤が未整備の市街地が被災し、復興に都市計画の導入が必要とされる場合に、都市計画行政に携わる者が講じるべき都市計画上必要な対応について手引きとして示したものを。</p> <p>災害発生から概ね6か月以内に復興都市づくりに向けて必要な都市計画</p>	

上の対策を完了することを目標に、その取組みについてプロセスごとの実施目標時期、行動内容、手順等や平時に取組むべき内容等を示している。	
広島県	災害発生時の支援協力に関する関係団体との協定締結 (2002年5月, 2013年12月)
風水害、地震等の災害が発生した場合において、公共土木施設の被災状況に係る情報収集及び応急工事の実施に関して、建設業団体等との協定を締結し、早期復旧を図るもの。	
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定推進フォーラムの開催(2019年～) ・ワークショップ形式のBCP策定講座等の実施(2019年～)
県内中小企業者等に対して、BCPの必要性を訴える「BCP策定推進フォーラム」の開催、BCPを策定するための「ワークショップ形式の講座」の開設及び、策定したBCPの効果検証等を試みる「机上演習」を実施し、実効性のあるBCPの策定・BCMの構築を支援する。	
山口県	山口県中小企業BCPモデル(2011年)
中小企業におけるBCP策定の取組を促進するため、業種別(製造業、建設業、卸・小売業、運輸業、情報サービス業)のモデル例を示したもの。県HPにおいて公開するとともに、商工団体が開催するBCP策定講座に対する支援等を通じ、策定の促進を図っている。	
香川県	民間賃貸住宅借上げマニュアル<応急仮設住宅(借上型)> >(2014年3月策定、2019年3月改訂)
<p>大規模災害発生時に、応急仮設住宅の主流となっている「民間賃貸住宅借上制度」を円滑に実施し、被災者へ迅速に住居を提供するため、同制度の運用マニュアルを策定。</p> <p>関係者(県、市町、不動産関係団体、宅建業者、貸主等)毎に、役割分担や事務処理の流れ等を整理し、平時から災害発生時の初動、入居、退去時の対応等を具体的に例示。</p> <p>平時からの発災に備えた準備として、応急仮設住宅としての賃貸物件の提供に協力する宅建業者や貸主、管理会社を登録する、協力会員登録制度を創設。</p>	
徳島県	徳島県災害マネジメント総括支援員制度の創設 (2019年)
<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害に備え、「自立的な災害対応」、「県及び市町村の連携強化」が必要となることから、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」を平成31年3月に創設した。 ・本制度では、全体を俯瞰しニーズを把握できる「分析力」や様々な関係 	

<p>機関と的確に連携できる「調整力」などを備えた「マネジメント人材」を県及び市町村職員を対象に養成及び登録する「人材育成」、県及び市町村が連携し、被災市町村を支援する「応援職員の派遣」を目的とする。</p>	
徳島県	地籍調査事業
<p>土地に関わる情報を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査は、巨大災害からの迅速な復旧・復興に資するものである。</p> <p>このため「南海トラフ巨大地震」をはじめとした巨大災害に備え、「津波浸水被害関連」、「中央構造線直下型地震関連」、「山地災害関連」の3つの地域を「防災・減災対策関連エリア」と位置づけ、重点的に地籍調査を促進している。</p>	
徳島県	応急仮設住宅建設候補地リスト（2018年～）
<p>「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、平時（災害発生前）における県の業務として、県内全市町村の応急仮設住宅建設候補地リストを作成。</p> <p>南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に対応するため、公有地に加え民有地の候補地をリストアップし、再度災害防止や生活利便性確保等の観点から、当該市町村の意見を反映し、優先する候補地のランク付けを実施。</p>	
徳島県	応急仮設住宅建設候補地における配置計画モデル（2017年～）
<p>「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、平時（災害発生前）における県の業務として、応急仮設住宅建設候補地における仮設住宅やコミュニティ施設等の配置計画を検討するもの。</p> <p>東日本大震災や熊本地震における課題を踏まえ、快適な住環境となるよう市町村、建築士会及び社会福祉協議会等と連携し高齢者等に配慮した配置計画モデルを作成。</p>	
愛媛県	南海トラフ地震事前復興共同研究（2018～2020年度）
<p>南海トラフ地震が発生した場合に、地震と津波の双方により甚大な被害を受けることが想定されている宇和海沿岸5市町と県、東京大学、愛媛大学が学官連携し、事前復興に係る取組を実施しているもの。</p> <p>被災後のまちの状態を正確に把握するための災害リスク情報プラットフォームの構築や、行政職員による事前復興の図上訓練など大学・行政主体の事業のほか、住民アンケートによる復興意向調査及びそれに基づいた合意形成のためのワークショップなど住民参加型の事業も実施しており、最終的にはそれらの成果を取りまとめ、「事前復興計画策定指針」等を作成することとしている。</p>	

鹿児島県	中小企業経営バックアップ事業
県内中小企業者のBCP策定を促進するため、経営者等のBCP策定への意識醸成を図るセミナーの開催や、コーディネーターの個別訪問等による策定支援、BCP策定に必要な経費の助成を実施。	
鹿児島県	発電用施設周辺地域立地企業BCP緊急対策事業
進出企業がBCPに基づき実施する防災対策関連の施設・設備の整備事業に対して、その費用の一部助成を実施	
鹿児島県	漁港BCP計画策定
大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための漁港BCP計画を策定	

② 予定

新潟県	新潟県復興まちづくり事前準備マニュアル（仮称）
地震等の大規模災害発生後、市町村が早期に的確な復興まちづくりに着手できるようにするため、県は国が策定した「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を基本とし、地域特性などを加味した県版マニュアルを作成する。 事前復興の考え方や復興まちづくりを検討する際に想定されるまちの課題の抽出方法、復興まちづくりの目標を設定する際に考慮するポイント、復興手順・体制のひな形などを例示する。	
三重県	中小企業防災・減災対策推進事業（2020年予定）
中小企業・小規模企業のBCP等の策定について、防災の専門家及び商工会・商工会議所の経営指導員が連携して支援するもの。	
三重県	中小企業金融対策事業（三重県中小企業融資制度） （2020年予定）
中小企業等経営強化法の規定に基づき、経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化（耐震診断・耐震補強など）を行う中小企業者を対象に、「防災・減災対策支援資金」を創設するとともに、その資金に対する利子補給や保証料補助を行うことで、円滑な資金供給を図る。	

③ 必要と考えられる取組

栃木県	災害時協力車登録制度（仮称）
外部給電が可能な電動車を所有している者に事前に登録してもらい、災害による停電時に給電活動の協力を依頼する制度。	

(3) 実践する事前復興（事前の防災・減災対策）→主にハード面の対策

① 取組事例

埼玉県	段階的な橋梁耐震補強(1995年～)
<p>復興後の将来目標像が定められていないが、災害が発生しても迅速な復旧・復興を可能とする対応を実施している。</p> <p>限られた予算の中、路線の重要度、設計基準年度の違いによる耐震性能に応じて、段階的な橋梁耐震補強を進めている。</p> <p>昭和55年より古い基準で建設された橋梁(302橋)は緊急輸送道路上(132橋)を先行して、平成27年度までに完了した。緊急輸送道路上以外の橋梁は令和3年度の完成を目指す。</p> <p>平成31年からは平成8年より古い基準で建設された橋梁(122橋)の耐震補強に取り組んでおり、緊急輸送道路上の橋梁(62橋)は令和8年度までの完了を目指す。</p>	
静岡県	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組
<p>沿岸・都市部の防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備を促進するとともに、内陸・高台部(新東名等、高規格幹線道路IC等の周辺地域)においては、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積や、自然と調和したゆとりある暮らし空間の整備を促進する。</p> <p>ふじのくにフロンティア推進区域における事業に対する支援、地域活性化総合特区制度を活用した規制の特例措置の提案や金融支援を行う。</p>	
静岡県	「静岡方式」の津波対策
<p>地域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策を「静岡方式」と称して県下全域で展開。具体的にはレベル1の津波に対して海岸、河川管理者が行う施設整備、レベル1を超える津波に対して森の防潮堤づくりと連携し海岸防災林等の嵩上げを行う「静岡モデル防潮堤」の整備、「警戒避難体制の整備」など、ハード・ソフト対策を地域の歴史・文化や景観等との調和が図られるよう、住民の意見を取り入れ、市町との協働により実施。</p>	
石川県	河川の堆積土砂の除去
<p>近年、激甚化・頻発化する自然災害等により、全国各地で大規模な被害が発生している。</p> <p>本県では、河川改修などの抜本的な治水対策に加え、即効性のある災害予防対策である河川の堆積土砂の除去にも積極的に取り組み、水害の未然防止に大きな効果を上げている。</p> <p>定期的な除去に加え、集中豪雨による出水後にも適切に堆積土砂を除去することで、河川の流下能力を確保し、その後の集中豪雨による河川の氾濫</p>	

を防止する。	
三重県	四日市コンビナート BCP 強化緊急対策事業 (2017-2019 年)
自然災害に備え、四日市コンビナート事業者による生産設備の耐震・液状化対策などのハード整備に対して補助を実施することで、県内産業及び雇用への影響を最小限に抑えるとともに、四日市コンビナートへの信頼を高め、取引先の拡大等の更なる活性化につなげるもの。	
京都府	山陰近畿自動車道の整備
南海トラフ巨大地震の発生時には、太平洋側・瀬戸内海側の高速道路は寸断又は通行制限が予想されることから、物資等の輸送を機能させるため、日本海側の高速道路が不可欠である。 日本海側の高速道路のミッシングリンクを解消し、日本海国土軸を形成する重要な道路である山陰近畿自動車道の整備を進めている	
兵庫県	津波防災インフラ整備計画 (2014 年)
南海トラフ地震において想定される、津波による浸水被害を軽減するため、10 年間の対策目標を定め、対策による浸水想定区域の縮減効果を取りまとめたもの。 レベル 1・レベル 2 津波を対象に防潮堤等の整備・沈下対策や防潮水門の整備などの津波対策を計画的に推進する。	
兵庫県	日本海津波防災インフラ整備計画 (2018 年)
日本海側で発生する地震において想定される、津波による浸水被害を軽減するため、10 年間の対策目標を定め、津波対策による浸水想定区域の縮減効果を取りまとめたもの。 レベル 1・レベル 2 津波を対象に防潮堤等の整備・沈下対策や水門の耐震化等の整備方針を示し、日本海沿岸地域の特徴に応じた対策を推進する。	
兵庫県	地域の防災道路 強靱化プラン (2013 年)
大規模地震などの広域災害の発生時に、救命・救急活動や緊急物資の輸送などができるよう、10 年間の整備目標を定めたもの。 計画的に緊急輸送道路ネットワークを整備・強化し、緊急輸送道路と避難場所を結ぶ補完ルートのうち幅員狭小区間を解消する。	
兵庫県	ひょうご道路防災推進 10 箇年計画 (2018 年)
近年の自然災害を踏まえて、災害に強い安全な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい道路を対象に、10 年間の橋梁耐震補強および法面防災対策の方針を定めたもの。	
島根県	島根県災害廃棄物処理計画 (2018 年)
災害時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生するため、災害廃棄	

物の適切かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保及び被災地域の早期の復旧・復興のために非常に重要である。

このため、環境省の「災害廃棄物対策指針」を参考に、島根県地域防災計画との整合を図った上で、「島根県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と処理方策を示している。

また、処理の主体となる市町村が予め災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定等を行っておくことが重要であり、県として環境省とも連携し、研修の実施等策定支援を行っている。

広島県	ハード・ソフトが一体となった治水対策の推進 (ひろしま川づくり実施計画 2016 ほか)
-----	---

[ハード対策]

(1)再度災害防止

H30.7 豪雨により甚大な浸水被害が生じた河川において、改良復旧を実施するなど、再度災害防止に最優先で取り組んでいる。

(2)事前防災

(1)以外の河川においても、被害が発生する前に治水対策を実施する事前防災を、「ひろしま川づくり実施計画 2016」に基づき計画的に進めている。

[ソフト対策]

- ①水害リスク等の周知（洪水浸水想定区域の指定・公表）
- ②避難等に資する基盤整備（危機管理型水位計・河川監視カメラの設置）
- ③避難勧告等発令に資する情報提供（基準水位の設定）
- ④避難に関する啓発活動（出前講座等の実施）

広島県	ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策の推進 (2019年～)
<p>[ハード対策]</p> <p>平成30年7月豪雨災害の際、想定を上回る大規模な土砂災害が発生した箇所においても、砂防堰堤の効果により確実に下流域への被害が軽減することが確認されるとともに、事前の減災対策の重要性をあらためて認識したことから、ハード対策による事前の減災対策の加速化を図っている。また、7月豪雨災害を踏まえ、新たに設置する砂防堰堤には流木捕捉工を設置するとともに、土砂・洪水氾濫で被害が甚大だった地区では、土石流堆積工を設置するなどの取組を行っている。</p> <p>[ソフト対策]</p> <p>平成30年7月豪雨災害では、土砂災害警戒区域の指定が必ずしも住民の避難につながらなかったこと、前提条件以上の現象が発生した場合には砂防堰堤を乗り越えて被害を及ぼすおそれもあることから、土砂災害警戒区域等の継続的な認知度向上を図るとともに、土砂災害リスクへの理解と知識を深めることにより、避難の実効性を高める取組を進めている。</p> <p>[県民の避難行動等の促進] <自助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の全戸配布サービスを活用した土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の全戸配布 ・ヤフー株式会社と共同開発した「防災マップ」による土砂災害危険度等の配信 ・高齢者等の避難を促すための『「助け出す」より「連れ出す」ことをまず、考える』という意識醸成を目的とした土砂災害対策の啓発ポスターの掲示 ・土砂災害の記憶を次世代に伝えるための、災害の写真や石碑等を掲載する「地域の砂防情報アーカイブ」の公開 ・小中学生を対象とした砂防出前講座の開催 ・土砂災害防止県民の集いの開催 <p>[自主防災組織の活性化] <共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の代表者を対象とした土砂災害対策に関する防災教室の開催 <p>[県・市町防災体制の強化支援] <公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK デジタル放送及び地域ケーブルテレビからの土砂災害危険度情報の配信 ・市町の警戒レベル導入を支援する警戒レベル相当情報の公開 	

山口県	応急仮設建設候補地における仮設住宅配置計画案の作成等（2017年～）
<p>応急仮設住宅建設候補地は定期的に見直し・追加選定を行い、一覧表を県ホームページにて公表。</p> <p>応急仮設住宅配置計画高度利用型の設計仕様案を策定し、県内全ての市町1箇所ずつ、選定した建設候補地における配置計画案を作成。</p> <p>大学教授監修のもと市町職員とワークショップ形式により、作成した配置計画案に対する長期利用を考慮した配置計画仕様検討会を行い、長期利用型の設計仕様案を策定。</p> <p>高度利用型・長期利用型配置設計仕様案及び配置計画案は県ホームページにて今後公表予定。</p> <p>また、プレハブ建築協会及び全国木造建設事業協会との締結に基づき、建設する仮設住宅の建物仕様を地域の状況を踏まえて策定し、配置計画案と併せて速やかに供給できるよう準備。</p> <p>木造仮設住宅は、建設に携わる大工向け技能研修を官民共同で開催。</p>	
徳島県	設計津波（L1津波）に対応するための堤防等の整備
<p>徳島県内の港湾や漁港、河川堤防を設計津波（L1津波）に対応するため整備している。</p> <p>まずは、津波からの避難時間を確保する高さまでの暫定施工を行い、一連の区間で連続した堤防を整備し、早期効果を発揮させることとしている。</p>	
徳島県	復興まちづくりイメージトレーニング（2016年～）
<p>大規模災害による被害を想定し、「住民の生活再建」や「市街地の復興」について、市町村職員等を対象としたワークショップ形式による復興まちづくりイメージトレーニングを継続的に実施。</p> <p>復興まちづくりにおける課題を解決するため、必要となる生活再建支援施策や市街地復興のプロセス・まちづくり制度などを検討。</p>	
徳島県	県立病院の高台移転
<p>・徳島県立海部病院の高台移転(2016)</p>	
徳島県	県有施設の耐震化対策等
<p>県有施設（病院や学校、防災拠点となる施設など）の耐震化対策及び浸水対策、非常用電源の設備等を行っている。</p>	

佐賀県	特定構造物改築事業（2018年～）
<p>水門やポンプ等の老朽化に伴う更新に際し、施設の長寿命化計画に基づき計画的に取り組むことで、ライフサイクルコストの削減を図るもの。</p> <p>有明海の潮汐の影響を大きく受ける自然排水が困難な低平地を多く抱える本県では、大雨時に排水ポンプによる内水排除が不可欠。このため、排水機場の設置数も全国1位であり、計画的な施設の更新が必要。</p>	
宮崎県	応急仮設住宅建設候補地台帳整備（2011年～）
<p>大規模災害等により大量な応急仮設住宅の設置が必要となる事態に備え、事前に公有地等から建設可能な土地をリストアップして応急仮設住宅建設候補地として登録しておき、災害発生後における建設予定地選定事務の迅速化を図り、一刻も早く被災者の居住の場を確保するもの。</p> <p>毎年度、市町村に依頼し、台帳の更新を行っている。</p>	
鹿児島県	漁港施設機能強化事業
<p>海大規模災害時において、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる漁港の耐震強化岸壁の整備を実施</p>	

② 予定

佐賀県	特定構造物改築事業（2020年～）
<p>河川などの氾濫による浸水で、電気系統の故障などにより、排水機場の排水機能が麻痺することがないように、コンクリートの防水壁設置などの耐水化を図るもの。</p> <p>令和元年8月豪雨では、短時間の集中豪雨により、河川からの越水や流域内の支川や水路などの氾濫が発生し、浸水による故障で機能不全に陥った排水機場があったことから、今後、耐水化を進めていくことが必要。</p>	

(参考文献等)

- 国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて（2018年）
- 国土交通省「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」（2017年）
- 内閣官房「国土強靱化基本計画」（2018年）
- 山中茂樹「事前復興計画のススメーこの国の明日を紡ぐ」（『災害復興研究』災害復興制度研究所、2009年）
- （公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究戦略センター「南海トラフ地震に対する復興グランドデザインと事前復興計画のあり方」（2018年）
- 中林一樹「新しい防災まちづくりー事前復興の取り組みからー」（2012年）
- 中林一樹「都市の地震災害に対する事前復興計画の考察ー東京都の震災復興戦略と事前準備の考え方を事例にー」（総合都市研究、1999年）
- 牧紀男「複合災害にしなやかに対処するためにー事前復興計画の重要性ー」（2014年）
- 牧紀男「事前復興計画ー人口減少時代の新しい防災ー」（2018年）
- 林春男「地球防災工学」（2012年）
- 中小企業庁「中小企業の防災・減災対策に関する現状と課題について」（2018年）
- 中央防災会議・防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ「津波からできるだけ短時間で円滑に避難ができる方策」等（第7回資料・議事要旨）（2014年）
- 国土交通省・津波地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会「復興事前準備の対策の現状と取組」（2017年）
- 国土交通省・津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会「津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ」（2018年）
- 土木学会会長特別委員会・レジリエンス確保に関する技術検討委員会「『国難』をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」（2018年）